

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年六月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年五月二十八日

指令川建セ第二六〇〇五〇一号

二 検査済証番号

平成二十七年六月十八日

川建セ第二七〇〇七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字水房字表之前二百四十五番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字水房二百四十五番地四

武内 俊樹